

R2.4.9 現在
R2.5.1 現在
R2.5.18 現在
R2.5.25 現在
(全面改正)

1. 経緯等

新型コロナウイルスの感染が拡大し、国は4月7日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発し、兵庫県をはじめとする7都府県を緊急事態措置実施地域とした後、4月16日には京都府をはじめとする6道府県を追加し特定警戒区域とした上で、全都道府県を措置地域としました。さらに、5月4日には措置期間を5月31日まで延長しました。

その後、感染の減少が見られ5月14日に国は特定警戒都道府県8都道府県を除く39県で実施区域から解除し、5月21日にはさらに兵庫県・大阪府・京都府、5月25日には残る東京都をはじめとする5都道県を実施区域から解除し、緊急事態宣言を全面解除する決定をしたところです。

この間、兵庫県や伊丹市は対処方針等を定め、伊丹市社会福祉事業団におきましても、感染症対策本部を設置し、その対応にあたってきたところです。

2. 会議の概要

①日時等

令和2年5月25日（月）16時00分～18時00分

②メンバー

理事長、常務理事兼法人事務局長、法人経営本部長、法人事業本部長及び総務課長

③決定事項

職員の皆様には、各職場において感染防止に万全を期され、これまで感染者を1人も出すことなく事業を継続できましたことに、心より感謝します。

新型コロナウイルス感染症は未だ終息を見た訳ではなく、今後は引き続き感染防止に努めながら「新しい生活様式」の実践例を踏まえた取組みを別紙により進めていくようお願いいたします。

④対応の期間

令和2年5月31日まで

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組み

～「新しい生活様式」の実践に向けて～

令和2年5月25日

新型コロナウイルスは感染が完全に終息したわけではないことから、感染症の感染防止に向けては、長期にわたる地道な取組みが必要となってくることが予想されます。

今後、市民の気が緩むこれからがむしろ正念場ととらえ、第2波・第3波の感染拡大が予想されるなか、利用者やご家族、職員やその家族が安全に安心して生活を送ることができるよう、改めてこれまでの手洗い・消毒、咳エチケット、人との接触削減、外出自粛や3密(密閉・密集・密接)の回避等についての取組みを継続し、国が掲げる「新しい生活様式」の実践例を念頭に伊丹市社会福祉事業団は次の通り取り組んでいくこととします。

1. 基本的な取組み

「新しい生活様式」(2)日常生活を営む上での基本的な生活様式に掲げる次の項目を再確認し徹底します。

- 手洗い・手指消毒の徹底
- 咳エチケットの徹底、マスクの着用
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密(密閉・密集・密接)の回避
- 体温測定・健康チェック

2. 利用者への対応

国が掲げる「新しい生活様式」の実践例を念頭に置きつつ、国・兵庫県・伊丹市の対処方針等における高齢者施設、障害者施設等に対しての要請に基づき、引き続き取り組みます(これまでと大きな変更はありません)。

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を継続する。
- 通所・短期入所サービスの一部の利用者については、家庭での対応が可能な場合などに限り、利用の自粛を要請しつつ、介護保険事業所、障害福祉事業所については、ご利用者及びご家族の生活を維持する観点から、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を継続することを基本とする。
- 利用を自粛した利用者に対しては、居宅介護支援事業所とも連携し、必要に応じて訪問介護の利用等につなげるとともに、在宅での健康状態の把握に努める。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避けること。
- 各事業所で開催する講座等のボランティアの受入れについては中止すること。

3. 職員の対応

国が掲げる「新しい生活様式」の実践例を念頭に、次に掲げる事項を徹底します。

- 職員各自が、家族を含めて従前に増して行動抑制と健康管理等次の項目を徹底し、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに管理者等を通じて総務課に状況を報告すること。

- 基本的事項

- 感染防止のため、引き続き自身・家族の健康管理に努める
 - 発熱等風邪症状が認められる場合は、出勤を見合わせ自宅療養する
 - 管理者に報告し、年次有給休暇を取得する
 - 職員の家族に発熱等風邪症状がある場合も管理者に報告する
 - 管理者は、職員の状況を把握の上、振替え等によりシフトの調整をする
 - 管理者は、速やかに統括事業管理者に報告する
 - 人員の確保が難しい場合の超過勤務命令による対応に協力する
- 感染拡大防止の観点から、次の場合を特別休暇の取得対象とすること。
(取得可能休暇一覧参照)
 - 職員及び契約社員（以下、「職員等」という）が新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるため、検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
 - 職員等又は職員等の親族の症状について、「帰国者・接触者相談センター」に相談する状況で、感染拡大防止の観点から、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - 職員等の親族のうち、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校、特別支援学校等（以下、「小学校等」※という）に通う子の世話をする必要のある場合
 - 新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業となった小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった場合
※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- 人材が不足するなか日常業務に尽力いただいているところではありますが、疲労の蓄積（易感染性）を避けるため、これまで以上に業務の効率化に努め、超過勤務命令については必要最低限とすること。
 - 交替による休暇取得や時間休暇を取得した時短勤務による対応は終了しますが、引き続き通勤途上を含め人との接触機会の低減に努めること。
 - 第2波・第3波が想定されることから、感染者の発生に備え業務継続計画（BCP）を作成し、全事業所、特に入所施設では、職員に感染者が出た時の対応として、実施する必要がある業務を厳選した最小限のサービスを少人数で提供できる職場体制を確立するとともに、利用者に感染者が出た時の対応の手順を確認しておくこと。
 - 感染拡大防止にむけ、これまでの対応に加え、勤務中はとりわけ以下の行動を徹底すること。
 - 飛沫感染の防止について
メール、電話を活用して、取引業者や職員同士の接触機会を減らすとともに、対面時には適切な距離を確保すること。
人が集まる形での会議等をできる限り回避するとともに、やむを得ず会議を開催する場合には、参加者は必ずマスクを着用し社会的距離を確保すること。

- 換気の徹底について
窓の開閉が可能な場合は、1日に数回、数分程度窓を全開し、換気に努めること。この時、複数の窓がある場合は二方向の壁の窓を開放し、窓が一つしかない場合はドアを開けるなど、空気の通り道を確保し換気すること。
- 共用物品、機器の消毒について
共用物品、機器については、適宜消毒すること。
- 昼食時等の3密回避について
昼食時の休憩場所などでは、密接・密集を避けること。また、テーブルで向かい合っただけの食事や食事をとりながらの会話は飛沫感染のリスクを高めることから避け、時間差を設けて食事をとり、正面に座らない、仕切りを設ける等各職場の状況に応じた工夫をすること。
- 感染拡大防止のため、不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動、夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用、3密の懸念のある集会・イベントへの参加は自粛すること。
- 職員やその家族に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動を行わないこと。
- 新型コロナウイルス感染防止に向けた業務見直しを契機に、ICTを活用した働き方改革への取組みやサービスの向上に活かすことができるよう意識して取り組むこと。

以上